

⑯ 日本国特許庁 (JP)  
⑰ 公開特許公報 (A)

⑪ 特許出願公開  
昭58—210289

⑤Int. Cl.<sup>3</sup>  
E 06 B 3/38

識別記号 庁内整理番号  
6462—2E

⑬公開 昭和58年(1983)12月7日

発明の数 1  
審査請求 有

(全 4 頁)

④窓の開閉装置

②特 願 昭57—92125  
③出 願 昭57(1982)6月1日  
④發 明 者 酒匂経博

東京都大田区千鳥2—13—15  
⑦出 願 人 昭和アルミサッシ販売株式会社  
東京都千代田区内神田1丁目13  
番7号  
⑧代 理 人 弁理士 福田信行 外2名

明細書

1. 発明の名称

窓の開閉装置

2. 特許請求の範囲

金属障子に固定する支持金具と窓枠に固定する受金具とを有し、支持金具に設けた伸通部に通す軸を受金具に設けた案内部の案内孔に通して両金具を連結し、支持金具に設けた支持片を受金具に設けた受部に嵌ませて金属障子が窓枠を開じている状態では受部で支持片を受け止め、金属障子が窓枠から聞く状態では案内孔が軸をガイドして金属障子を回動支持するようにしたことを特徴とする窓の開閉装置。

3. 発明の詳細な説明

この発明は窓枠に対して金属障子を室内側に又は室外側に倒したり直立状にして開閉するようにした窓の開閉装置に関するものである。金属障子の左右一側又は上縁、下縁を回動可能に支持し、該金属障子を室外側又は室内側に回

動して開閉する所謂回転窓は多種知られている。回転窓の構成としては窓枠と金属障子とをアームで連結したものが多いが、金属障子の自重を利用したものとして実公昭51—26905号公報に示すものが知られている。

しかしこの構成の窓の開閉装置は窓枠の側枠内部に金属障子の案内金具を設けなければならぬ。

したがつて現状での取付作業が極めて面倒で、特に案内金具と、金属障子から突出するヒンジとの位置関係を正確にしないと金属障子を開閉できない。

本発明は上記に鑑み提案されたもので、金属障子の自重を利用して駐伏に開閉操作することができ、しかも窓枠への取付けが極めて簡単な窓の開閉装置を提供する。

以下に本発明を図示の実施例により説明する。高層建築物の場合、窓枠1は長尺な縦枠(方立)2と横材(無目)3とにより構成され、左右の縦枠2、2と上下の横材3、3との間に金属障

BEST AVAILABLE COPY

子<sup>6</sup>を嵌め付けてある。

本発明の開閉装置は金属障子<sup>4</sup>に固定する支持金具<sup>5</sup>と窓枠<sup>1</sup>の横材<sup>3</sup>に固定する受金具<sup>6</sup>とからなり、望ましくは支持金具<sup>5</sup>を金属障子<sup>4</sup>の下框<sup>4'</sup>に固定し、受金具<sup>6</sup>を金属障子<sup>4</sup>の下側に位置する横材<sup>3</sup>に固定する。

上記支持金具<sup>5</sup>は、横長な水平部分<sup>7</sup>の一側縁に垂直部分<sup>8</sup>を下向きに設け、該垂直部分<sup>8</sup>の下端に水平部分<sup>7</sup>とはより平行な折返部分<sup>9</sup>を設けてなる取付部<sup>10</sup>の折返部分<sup>9</sup>先端に横筒状の軸用押通部<sup>11</sup>を設けるとともに、折返部分<sup>9</sup>と押通部<sup>11</sup>との基端に斜下向きの支持片<sup>12</sup>を延設したもので、アルミニウム、その他の金属により形成するのが望ましい。

又、上記受金具<sup>6</sup>は横長な取付基板<sup>13</sup>の一側縁に前記押通部<sup>11</sup>の長さだけ離して斜上方に隆出する案内部<sup>14</sup>を設けるとともに、取付基板<sup>13</sup>の側縁には上記案内部<sup>14</sup>の基端に位置するよう受部<sup>15</sup>を設けたものである。各案内部<sup>14</sup>には受部<sup>15</sup>を中心とする弧状の案内孔<sup>16</sup>を有し、また

受部<sup>15</sup>は取付基板<sup>13</sup>の表面に長さ方向に沿い設けた2本の隆出条<sup>17</sup>、<sup>17</sup>により槽状に構成されている。

上記した支持金具<sup>5</sup>と受金具<sup>6</sup>とは、押通部<sup>11</sup>に通す軸<sup>18</sup>の両端を左右案内部<sup>14</sup>、<sup>14</sup>の案内孔<sup>16</sup>、<sup>16</sup>に通して蝶番構造にする。

このようにしてなる開閉装置は第1図で示すように金属障子<sup>4</sup>ごとに左右2個宛取付けるのが望ましく、取付けに際しては支持金具<sup>5</sup>の水平部分<sup>7</sup>を金属障子<sup>4</sup>の下框<sup>4'</sup>下面にあてがい、該水平部分<sup>7</sup>に開設した小孔<sup>13'</sup>に通すビスを下框<sup>4'</sup>に螺着して固定する。このようにすると受金具<sup>6</sup>が金属障子<sup>4</sup>の下面に吊り下り状になるので、第3図鎖線で示すように金属障子<sup>4</sup>を開窓状態にして下框<sup>4'</sup>を横材<sup>3</sup>に臨むように位置させる。そして受金具<sup>6</sup>の取付基板<sup>13</sup>を横材<sup>3</sup>の上面にあてがい、該取付基板<sup>13</sup>に開設した小孔<sup>13'</sup>に通すビスを横材<sup>3</sup>に蝶番して固定する。このように金属障子<sup>4</sup>と窓枠との間に受金具と支持金具とからなる開閉装置を介在すると、該開

閉装置は蝶番機能を有して窓を開閉する。即ち、金属障子<sup>4</sup>がほど直立状となつて窓枠<sup>1</sup>を閉止した閉窓状態では第2図で示すように支持片<sup>12</sup>が受部<sup>15</sup>に受け止められ、軸<sup>18</sup>の端部側が案内孔<sup>16</sup>の上端に位置している。したがつて金属障子<sup>4</sup>の荷重はほとんど支持片<sup>12</sup>で受け止めている。このような閉窓状態から金属障子<sup>4</sup>を倒すように回動すると、第3図鎖線で示すように支持金具<sup>5</sup>は支持片<sup>12</sup>の下端を支点に回動し、同時に軸<sup>18</sup>が案内孔<sup>16</sup>に沿い下方に回動する。そして軸<sup>18</sup>が案内孔<sup>16</sup>の下端にまで達した状態から更に金属障子<sup>4</sup>を倒すように回動すると、第3図鎖線で示すように支持金具<sup>5</sup>は軸<sup>18</sup>を支点に回動し、支持片<sup>12</sup>が受部<sup>15</sup>から上方に外れて開窓状態となる。したがつて金属障子<sup>4</sup>の荷重は支持片<sup>12</sup>から軸<sup>18</sup>に移動し、金属障子<sup>4</sup>の回動が円滑となる。

なお金属障子<sup>4</sup>が倒れた開窓状態から直立状態に戻し回動すると、支持金具<sup>5</sup>は上記とは逆に軸<sup>18</sup>を支点に回動した後、支持片<sup>12</sup>の先端が受

部<sup>15</sup>に載置すると該受部<sup>15</sup>を支点に回動し、軸<sup>18</sup>が案内孔<sup>16</sup>に沿い上方に移動する。

したがつてこの場合においても金属障子<sup>4</sup>の荷重が速かに移動するので回動が円滑である。

このように本発明によれば金属障子<sup>4</sup>の開閉作動が極めて簡単となるばかりでなく、特に支持金具と受金具とを軸<sup>18</sup>で連結した蝶番構造のまゝ金属障子<sup>4</sup>と窓枠との間に固定することができる。したがつて建築現場で何も立てて必要がなく、支持金具をあらかじめ工場などで金属障子<sup>4</sup>に固定すれば受金具をそのまま窓枠に取付けるだけによく、取付位置を調節する手間がない。

また支持金具及び受金具は金属障子<sup>4</sup>と横材との間に位置して表面に露出しないので、建築物の美観を損なうことがない。

上記した実施例では受金具の案内部<sup>14</sup>を左右に設けた場合を示したが、適宜開隙で3個以上設けるとともに支持金具の押通部を駆り合う案内部間隔に割まるように複数設けてよい。また支持金具、受金具とも特許請求の範囲に記載した

趣旨を変えない限りどのような構成にでも変更  
することができる。

4. 図面の簡単な説明

図面は本発明の実施例を示すもので第1図は  
窓枠に取付けた概略正面図、第2図は閉窓状態  
の一端を欠戻した側面図、第3図は開窓状態の  
同上の側面図、第4図は分解斜視図である。

3…支持金具、6…受金具、11…伸縮部、12…  
支持片、14…窓内面部、15…受部、16…窓内孔、  
18…軸

特許出願人 昭和アルミサッシ販売株式会社

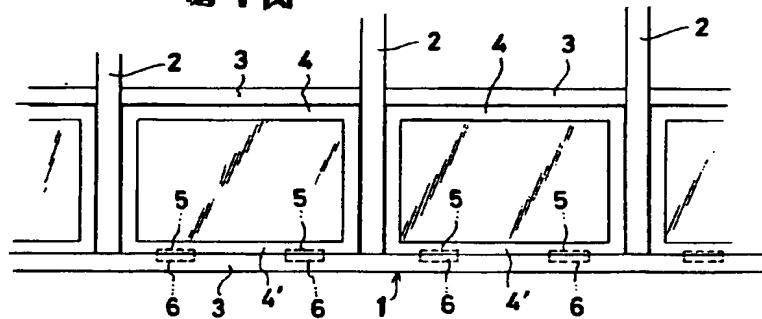
同代理人 弁理士 福山信行

同代理人 弁理士 福田武通

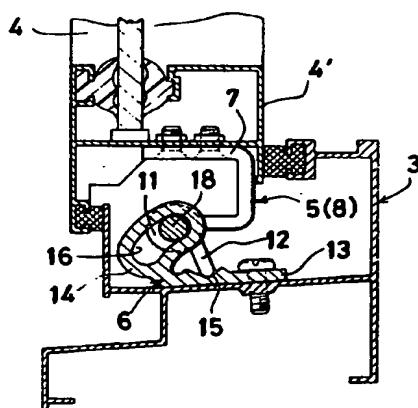
同代理人 弁理士 福田質三

BEST AVAILABLE COPY

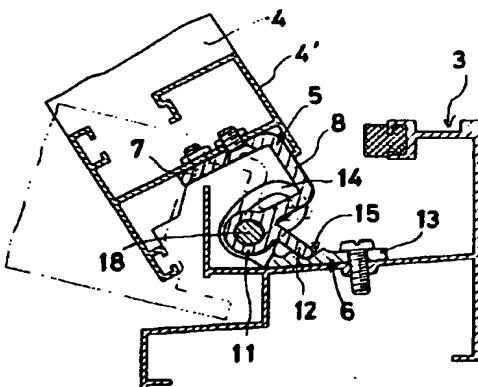
第1図



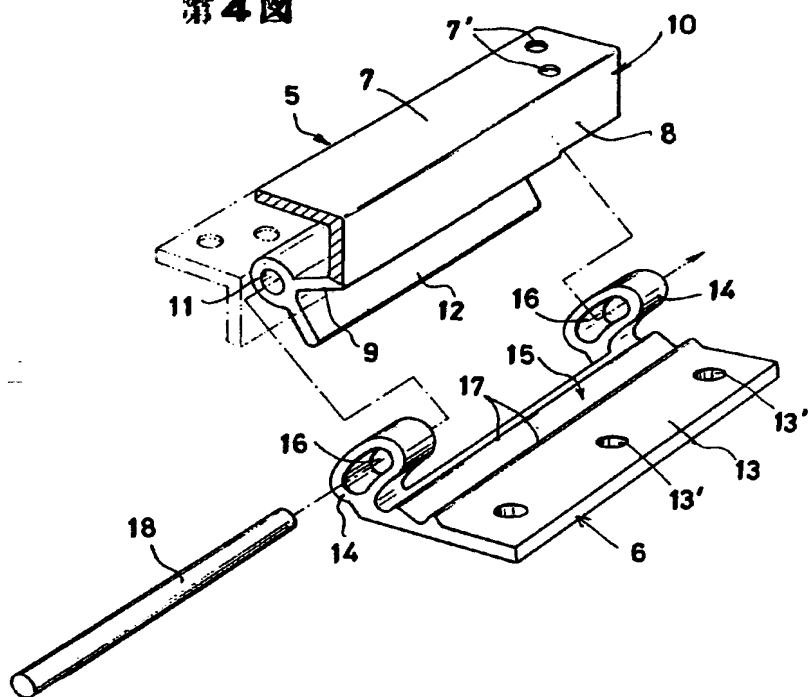
第2図



第3図



第4図



© EPODOC / EPO

PN - JP58210289 A 19831207  
TI - (A)  
APPARATUS FOR OPENING AND CLOSING WINDOW  
FI - E05D7/00; E05D7/00&X; E06B3/38  
PA - (A)  
SHOWA ARUMISATSUSHI HANBAI KK  
IN - (A)  
SAKOU TSUNEHIRO  
AP - JP19820092125 19820601  
PR - JP19820092125 19820601  
DT - I

BEST AVAILABLE COPY

**THIS PAGE BLANK (USPTO)**